

一宮川水系流域治水の推進に資する 特定都市河川浸水被害対策法の概要について

資料 4

- 特定都市河川浸水被害対策法は、**流域治水の実効性を高めるツール**として、令和3年11月に施行されました。
(土地利用に関する規制、行政・企業への財政支援など)
- 一宮川水系流域治水の更なる推進を図るため、**ハード整備の加速化、水害に強いまちづくりを両輪**とし、**特定都市河川浸水被害対策法を活用**します。

特定都市河川の指定（県知事）

- 特定都市河川に指定されることにより、**雨水浸透阻害行為（面積1,000m²以上）**に対して、**雨水貯留浸透施設の設置及び知事の許可**が必要になります。

(開発行為などを否定するのではなく、開発などする際に、**浸水リスクを増やさない対策を求める**ものです)



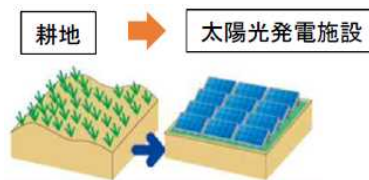
雨水貯留浸透施設
(表面貯留の事例)

雨水浸透阻害行為の例（既に宅地等の場合、規制対象とならない）

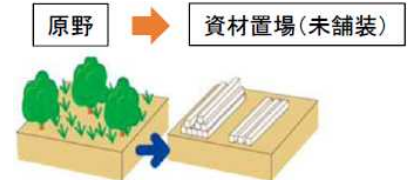
① 「宅地等以外の土地※1」を「宅地等※2」にするために行う土地の形質の変更



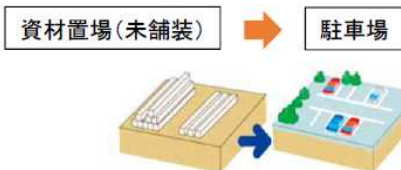
② 「宅地等以外の土地※2」への「太陽光発電施設」の設置



③ ローラー等により土地を締め固める行為



④ 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



※1 「宅地等」：
宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

※2 「宅地等以外の土地」：
山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

(指定に向けた手続き)

- ・ **流域市町村長**が出席する流域治水協議会（R4.9.5）において**合意**
- ・ パブリックコメントや流域通信などで**周知及び意見聴取**（R4.10～11）
- ・ **法手続き**（市町村意見照会、国同意協議）
- ・ **年度内に指定告示、令和5年度に施行**を予定

流域水害対策計画の策定（県、流域市町村）

- 河川整備＋流域対策の総合計画
- 策定後、国からの財政支援